

# 広島県糖尿病療養指導士認定機構運営規則

## 第1章 理事

(理事の選任)

第1条 理事・監事は、理事会において選任する。

2 この機構の実情にかんがみ、当分の間、理事・監事は、理事会において指名推薦とする。

(理事長等の選任)

第2条 理事長は、理事の互選による。

2 副理事長は、理事の中から理事長が任命する。ただし、理事会の承認を得るものとする。

## 第2章 理事会

(議長)

第3条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第4条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(表決)

第5条 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2 やむを得ない理由により会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(記録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第3章 委員会

(構成)

第7条 研修委員会・試験委員会・認定委員会の各委員は、理事の中から理事長が任命する。

2 委員長は、委員の互選による。ただし、理事長の承認を得るものとする。

3 試験委員会委員は、他の委員会の委員を兼ねることができない。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員会に欠員が生じたときは、理事長が当該委員の補充を行う。その場合、後任者の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(委員長の職務)

第9条 委員長は、委員会の議長になり、議事を整理する。

(会 合)

第10条 研修委員会・試験委員会・認定委員会の委員長は各委員会を招集し、議事を主宰する。

(定足数)

第11条 各委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き決議することができない。

2 ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の委員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

(表 決)

第12条 各委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、各委員長が決するものとする。

(記 録)

第13条 各委員会は、議事事項を記録しなければならない。

## 第4章 Hiroshima CDEの認定

(認定申請)

第14条 Hiroshima CDE認定を希望する者は、あらかじめ定められた期日までに次の各号に定める申請書類に受験料を添えて本機構に提出する

- (1) Hiroshima CDE認定申請書 (所定の書式による)
- (2) 履歴書 (所定の書式による)
- (3) 各医療職の免許証または登録証 (写し)
- (4) 糖尿病療養指導自験例5例の記録 (所定の書式による)
- (5) 日本糖尿病協会の会員であること

(研修委員会)

第15条 研修委員会は、Hiroshima CDE認定受験者用講習会を毎年実施するものとする。講習会を実施

するに当たっては、あらかじめ医療職の職能団体等に開催日時等を通知し、単位履修者に修了証を交付するものとする。

(試験委員会)

第16条 試験委員会は、試験問題を作成しHiroshima CDE認定試験を実施する。併せて試験結果の判定を行い、その結果を認定委員長に報告するものとする。

(認定委員会)

第17条 認定委員会は、試験委員会からの報告に基づき試験結果を審査するとともに、糖尿病療養指導自験例の記入内容の審査を行う。これらを併せて、年1回 Hiroshima CDE認定審査を行い、その審査結果を理事長に報告するものとする。なお、判定基準は、毎年認定委員会において策定するものとする。

(認定合否判定)

第18条 理事長は、審査結果を理事会に諮り認定合否を決定し、受験者本人に通知するものとする。

(認定証交付)

第19条 理事長は、合格者にHiroshima CDE認定証を交付するものとする。

(認定の取り消し)

第20条 認定委員会は、Hiroshima CDEとして不適切な行為があった場合、Hiroshima CDEの資格について協議し、理事会に報告する。

## 第5章 Hiroshima CDEの認定更新

(認定更新の要件)

第21条 Hiroshima CDEの認定更新については、次のとおりとする。

- (1) 認定期間（認定証に記載されている5年間）中に通算3年以上病院・診療所・保健所などにおいて糖尿病患者の療養指導の業務に従事していること。ただし、常勤・非常勤の別は問わない。
- (2) 認定期間中に別表に示す糖尿病療養指導研修30単位を取得していること。
- (3) 認定期間中に行ったあらたな糖尿病療養指導の自験例を5例以上有していること。
- (4) 日本糖尿病協会の会員であること。

(認定更新の申請)

第22条 Hiroshima CDEの認定更新を希望する者は次項1～3に定める申請書類に認定更新の審査料を添えて

本機構に提出するものとする。

- (1) Hiroshima CDE認定更新申請書（所定の書式による）
- (2) 糖尿病療養指導研修30単位を取得したことを証明する資料（所定の書式による）
- (3) 糖尿病療養指導自験例5例の記録（所定の書式による）

（認定更新の特例）

第23条 病気、出産などのやむを得ない事由により認定更新が不可能となった場合、その事由を記した書面を添えて認定更新の有効期限の延長を申請することができる。なお延長期間は最長3年までとする。

（認定委員会）

第24条 認定委員会は、年1回 Hiroshima CDE認定更新の審査を行い、審査結果を理事長に報告するものとする。なお、更新判定基準は、毎年認定委員会において策定するものとする。

（認定更新合否判定）

第25条 理事長は、認定更新審査結果を理事会に諮り認定更新の合否を決定し、受験者本人に通知するものとする。

（認定更新証交付）

第26条 理事長は、合格者にHiroshima CDE認定更新証を交付するものとする。

## 第6章 受講料・受験料・更新審査料

（受講料）

第27条 Hiroshima CDE認定受験者・更新者用講習会の受講料は、5,000円（1回）とする。

- 2 一度払い込まれた受講料は、本機構が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

（受験料）

第28条 Hiroshima CDE認定試験の受験料は、8,000円とする。

- 2 一度払い込まれた受験料は、本機構が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

（更新審査料）

第29条 Hiroshima CDE認定更新審査料は、3,000円とする。

- 2 一度払い込まれた審査料は、本機構が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

## 別 表

### 認定講習会・研修会等の一覧

研修項目	単位数
1 広島県糖尿病療養指導士認定機構主催研修会 前半・後半の講習会受講で5単位とする。 2回目の受講（5単位）まで認め、最大10単位の加算まで認める。	5単位 <b>【必須単位】</b>
2 日本糖尿病学会年次学術集会	5単位
3 日本糖尿病学会地方会総会	5単位
4 糖尿病学の進歩	5単位
5 糖尿病学会の分科会（糖尿病合併症学会）	4単位
6 日本糖尿病教育・看護学会学術集会	5単位
7 日本病態栄養学会	5単位
8 日本糖尿病療養指導学術集会	5単位
9 広島県糖尿病療養指導士認定機構が認定した認定研修会 ※ 原則1研修会あたり実質研修会時間が1時間につき1単位とし、最大3単位とする。	1～3単位
10 2～9の学会・講習会での発表 同一学会で複数回発表を行っても、3単位の計算とする。	3単位
11 日本糖尿病協会 eラーニング 1コンテンツ(学習 + テスト) 上限は10単位までとする。	0.5単位

- ・取得単位については、出席証明書、領収書または修了証のコピーを提出するものとする。
- ・開催日時が平成30年7月2日以降の講習会・研修会から適用する。
- ・eラーニングによる取得単位は令和1年10月1日から適用する。

#### ※【認定研修会の要件】

次の1～3の要件を満たし、主催者から広島県糖尿病療養指導士認定機構に申請後、認定委員会で認定研修会として適切である判断したもの。

- 1 会の企画または責任者がCDE、あるいは糖尿病専門医の資格を有すること。
- 2 1ヶ月前に研修プログラムが申請され、認定されていること。
- 3 CDEの研修としてふさわしい内容を有すること。

## 附 則 1

この規則は平成24年1月17日施行。

## 附 則 2

この規則は平成25年3月27日改訂。

## 附 則 3

この規則は平成28年8月1日改訂。

## 附 則 4

この規則は平成29年3月21日改訂。

## 附 則 5

この規則は平成30年7月2日改訂。

## 附 則 6

この規則は令和元年8月2日改訂。